

資料編

資料1 対象化学物質選定の考え方

資料2 平成13年度P R T Rパイロット事業における報告のしかた

資料3 非点源排出源からの排出量の推計方法等

資料4 点源の排出量・移動量に付帯する集計結果

資料5 平成13年度P R T Rパイロット事業の実施に関するアンケート調査票

対象化学物質選定の考え方

化学物質排出把握管理促進法の対象化学物質は化学物質排出把握管理促進法施行令により第一種指定化学物質が 354 物質(物質群を含む。以下同じ。)、第二種指定化学物質が 81 物質定められているが、これらは平成 12 年 2 月の中央環境審議会(環境庁)、生活環境審議会(厚生省)及び化学品審議会(通商産業省)の答申に基づき指定されたものである。

平成 12 年 2 月の 3 審議会の答申に示された対象化学物質選定の考え方の概要は以下のとおりである(詳細については 3 審議会の答申を参照されたい)。

・物質選定の基本的考え方

化学物質排出把握管理促進法では、2 種類の対象化学物質を政令で定めることになっている。まず、PRTR 及び MSDS の対象化学物質となるのが「第一種指定化学物質」であり、法第 2 条第 2 項において、

当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの、

当該化学物質の自然的作用による化学的变化により容易に生成する化学物質が に該当するもの、

当該物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの、

のいずれかに該当し、かつ、

その有する物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質で政令で定めるものとされている。

また、「第二種指定化学物質」は MSDS のみの対象となるが、法第 2 条第 3 項において、上のから のいずれかに該当し、かつ、

その有する物理的・化学的性状からみて、その製造量、輸入量又は使用量の増加等により、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存することとなることを見込まれる化学物質

で政令で定めるものとされている。

ここで、～ は有害性の要件、及び ' は暴露性の要件であり、対象化学物質の選定は有害性と暴露性の両面から行われることとなる。

第二種指定化学物質は、第一種指定化学物質と有害性の要件は同じであるが、暴露性の要件が第一種指定化学物質より緩くなっている。これは、第二種指定化学物質は第一種指定化学物質より環境中へ排出される可能性が低いものであり、MSDS の交付は必要であるが、現時点で PRTR の対象とする必要はない、という趣旨によるものである。

・対象化学物質の選定基準

基本的に、次に示す「1．有害性」と「2．暴露性」の両方の選定基準に該当する化学物質を、「第一種指定化学物質」または「第二種指定化学物質」として選定した。

1．有害性

有害性を判断するための項目としては、原則として国際的に信頼性の高い専門機関でデータの評価が行われている項目や、統一的な試験方法により物質相互の比較が可能なデータが得られている項目として次の項目を用いた。

人の健康を損なうおそれに関する項目

- ・発がん性、変異原性、経口慢性毒性、吸入慢性毒性、生殖／発生毒性（催奇形性を含む）、感作性

動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれに関する項目

- ・水生生物（藻類、ミジンコ、魚類）に対する生態毒性

オゾン層の破壊により人の健康を損なうおそれに関する項目

- ・オゾン層を破壊する性質

物質選定に用いた有害性に関する各項目は、その優先性や選定範囲を検討するため、いくつかの有害性の強さに分類を行った。定性的な評価を行う項目(発がん性など)については、その証拠の強さ(確からしさ)の程度に応じ、採用する情報源の分類方法を参考として分類し、また、定量的な評価を行う項目(経口慢性毒性、生態毒性など)については、無毒性量(NOEL)または最大無影響濃度(NOEC)等のオーダーにより分類した。有害性の各項目はそれぞれ異なる作用を表すものであることから、有害性毎の分類を組み合わせた最終的な分類の設定などは行わず、有害性の項目毎に、一定程度以上の分類のものを対象とすることとした。

具体的選定基準は、次のとおり（第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質に共通）。

(1) 発がん性

クラス	機関名 評価方法	IARC	EPA	EU	NTP	ACGIH	日本産業 衛生学会
		1	1	A	1	a	A1
2	人発がん性の疑いが強い (IARC で 2A 又は 2B 又は複数機関)	2A 2B	B1 B2	2	b	A2 A3	2A 2B

(2) 変異原性

EU の人に対する変異原性に関する証拠の程度によるカテゴリー分けに加え、EHC、BUA、ECETOC、SIDS、通産省が作成した既存化学物質安全性評価シート、労働省及び厚生省で行った細菌を用いる復帰突然変異試験及びほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験等の情報により、次に該当するもの。

- 1) in vivo 試験において陽性であるもの
- 2) 細菌を用いる復帰突然変異試験の比活性値が 1000 rev/mg 以上であり、かつ、ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験が陽性であるもの
- 3) ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験の D20 値が 0.01 mg/ml 以下であり、かつ、細菌を用いる復帰突然変異試験が陽性であるもの
- 4) 細菌を用いる復帰突然変異試験の比活性値が 100 rev/mg 以上であり、かつ、ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験の D20 値が 0.1 mg/ml 以下のもの。なお、気体または揮発性物質については低濃度において陽性を示すもの
- 5) 異なるエンドポイント (遺伝子突然変異誘発性、染色体異常誘発性、DNA 損傷性) をみる in vitro 試験のいくつかにおいて陽性の結果が得られている等により 1) ~ 4) と同程度以上の変異原性を有すると認められるもの

(3) 経口慢性毒性

クラス	経口慢性毒性			
	水質基準値 (WHO、EPA、日本)(mg/l)	I R I S 等		農薬 ADI(mg/kg/day)
		NOAEL(NOEL) (mg/kg/day)	LOAEL(LOEL)(m g/kg/day)	
1	0.001 以下	0.01 以下	0.1 以下	0.0001 以下
2	0.01 以下	0.1 以下	1 以下	0.001 以下
3	0.1 以下	1 以下	10 以下	0.01 以下

(4) 吸入慢性毒性

クラス	吸入毒性		
	大気基準 (mg/m ³)	I R I S 等	
		NOAEL(NOEL)(mg/m ³)	LOAEL(LOEL)(mg/m ³)
1	0.001 以下	0.1 以下	1 以下
2	0.01 以下	1 以下	10 以下
3	0.1 以下	10 以下	100 以下

(5) 作業環境許容濃度から得られる吸入慢性毒性情報

クラス	ACGIH 又は日本産業衛生学会	
	TWA(mg/m ³)(気体)	TWA(mg/m ³)(粒子状物質等)
1	0.1 以下	0.01 以下
2	1 以下	0.1 以下
3	10 以下	1 以下

急性毒性を除く

(6) 生殖 / 発生毒性

クラス	EU リスク警句*	
	生殖機能を損なう	胎児に害を及ぼす
1	Repr.カテゴリー 1 (R60)	Repr.カテゴリー 1 (R61)
2	Repr.カテゴリー 2 (R60)	Repr.カテゴリー 2 (R61)
3	Repr.カテゴリー 3 (R62)	Repr.カテゴリー 3 (R63)

* 根拠となるデータがある場合

(7) 感作性

日本産業衛生学会 気道感作性物質	ACGIH*	EU リスク警句*
第 1 群 第 2 群	SEN,Sensitization 表示	R42 指定物質

* 根拠となるデータがある場合

(8) 生態毒性

クラス	NOEC	L(E)C ₅₀	EU*
1	0.1mg/l 以下	1mg/l 以下	R50
2	1mg/l 以下	10mg/l 以下	R51

* 根拠となるデータがある場合

(9) オゾン層破壊物質

「オゾン層破壊物質」としてモントリオール議定書の規定に即して国際的に合意されている物質。

2. 暴露性

暴露性を判断する項目としては、環境中における検出状況によることが最も確度が高いと考えられるが、数多くの化学物質のうちこれまで環境中濃度の測定が行われた化学物質は一部であることから、今回は「一般環境中での検出状況」又は「製造・輸入量」を主に用いることとした。具体的選定基準は次のとおり。

(1) 第一種指定化学物質

- ・過去10年間の「化学物質環境汚染実態調査（通称；黒本調査）」におけるモニタリング結果等により、複数の地域から検出された物質
- ・「1年間の製造・輸入量」が100トン以上の物質
- ・有害性ランクで発がん性クラス1の物質及び農薬は、「1年間の製造・輸入量」10トン以上の物質
- ・オゾン層破壊物質については、過去の累積の「製造・輸入量」が10トン以上

(2) 第二種指定化学物質の選定基準

- ・過去10年間の「化学物質環境汚染実態調査（通称；黒本調査）」におけるモニタリング結果等により、1地点から検出された物質
- ・「1年間の製造・輸入量」が1トン以上の物質

平成13年度 PRTRパイロット事業 (排出量・移動量調査) における報告のしかた

PRTRパイロット事業 (排出量・移動量調査) 配布物一覧

本調査で事業者の皆様様に配布した資料等は以下のものです。足りない資料等がありましたら、至急、調査機関(自治体)の担当者までご連絡下さい。

・調査依頼文書

全ての事業所から提出いただくもの

・様式1「調査票(両面印刷してあります。以下、「様式1」という) ----- 白色
・アンケート用紙 ----- 白色

様式1の「対象化学物質の取扱いの有無」でウに該当する事業所から提出いただくもの
・別紙 (両面印刷してあります。)

調査説明資料

・PRTRパイロット事業における報告のしかた ----- ビン青色
(本資料、以下、「報告のしかた」という。)

・PRTR排出量等算出マニュアル ----- 冊子
(以下、「マニュアル」という。)

・作業シート ----- 黄色

・PRTRパイロット事業のための
成分組成質問票・調査機関(自治体)への質問票 ----- 緑色
(製品に含まれる対象化学物質の含有量を購入先に質問する際に用いる質問票と調査機関で対象自治体に対する調査の実施に関する疑問点を質問する際に用いる質問票です。それぞれ、コピーしてお使い下さい。)

その他
・返信用封筒

排出量・移動量調査に係る提出物一覧

本調査でも事業者の皆様から提出していただく資料等は以下のものです。
いすれも配布した資料のうち白色が提出いただく資料です。
提出期限、作業シートの提出は不要です。
なお、作業シートの提出は「調査依頼文書」でご確認下さい。

【全事業所】
・「様式1」
・アンケート用紙

【様式1の「対象化学物質の取扱いの有無」でウに該当する事業所】
・別紙について対象化学物質毎に作成してまとめて下さい。

注意事項

本調査で使用される様式1、別紙はあくまでも平成13年度PRTRパイロット事業用に
平成14年3月31日までに届出する法律に基づきPRTRにおいて、今回の様式で
す。平成13年3月31日以前に届出された様式に従って届出いただくことにな
りますので、ご注意ください。

【別紙の記入要領】

別紙は、報告対象化学物質について、物質毎に1枚ずつ作成して下さい。

別紙番号	①
------	---

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称	②			
	第一種指定化学物質の番号			
排出量	③			
イ 大気への排出				⑤
ロ 公共用水域への排出				⑥
ハ 当該事業所における土壌への排出(二以外)				⑧
ニ 当該事業所における埋立処分				⑨
移動量				⑪
イ 下水道への移動				⑫
ロ 当該事業所の外への移動(イ以外)				
※整理番号				

- 備考
- 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 - 2 本別紙は、第一種指定化学物質の欄に番号を割り振ることとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の番号を割り振ること。
 - 3 第一種指定化学物質の名称及び第一種指定化学物質の番号の欄には、令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質)にあっては、当該別名)及び番号を記載すること。
 - 4 排出量及び移動量の単位は、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質については「kg」、ダイオキシン類については「mg-TEQ」を選択すること。
 - 5 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 - 6 公共用水域への排出がある場合、排出先の名称を記載すること。
 - 7 ※の欄には、記載しないこと。

- ①：報告者の住所
事業所の所在地の郵便番号と住所(都道府県名から番地まで)を記入して下さい。
- ②：報告者の氏名
事業者の氏名を記入して下さい。法人の場合はその名称及び代表者の氏名を記入して下さい。
- ③：事業者の名称
事業者(企業、会社等)の名称を記入して下さい。
- ④：事業所の名称及び⑤⑥：事業所の所在地
調査対象事業所の名称(調査票が送付されてきた事業所の名称(例：〇〇会社〇〇工場)及び所在地の郵便番号と住所(番地まで)を記入して下さい。

⑦：事業所において常時使用される従業員の数
調査対象事業所(調査票が送付された事業所)において常時使用される従業員の数を記入して下さい。常時使用される従業員の数とは、平成12年度の4月1日の時点である事業者に期間を定めず使用されている人もしくは1ヶ月を超えて使用されている人(嘱託、パート、アルバイトと称されている人も含まれます)、または前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている人をいいます。

⑧⑨⑩⑪：業種名及び業種コード
業種名及び業種コードを本記入要領の参考資料に従って記入して下さい。コード番号は日本標準業分類の業種コードの分類番号に対応して、4桁まであります。
なお、貴事業所において複数の業種を営んでいる場合は、対象業種の中で製造品等の出荷額・売上額が最も多い業種に関する業種コードを主たるものとして最上欄に記入して下さい。また、それ以外に営んでいる対象業種についても記入して下さい(記入欄が足りない場合は、適宜別紙を付けて下さい)。対象業種に該当する事業を全く営んでいない場合は、営んでいない全ての業種の中で製造品等出荷額・売上額が最も多い業種を記入して下さい(この場合、コード番号は、わからなければ記入しなくても結構です)。

⑫：第一種指定化学物質の排出量及び移動量
報告対象となった第一種指定化学物質毎に別紙を作成することから、作成した別紙の枚数を記入して下さい。

⑬：担当者の部署及び⑭⑮：氏名、電話番号
調査機関(自治体)から調査の問い合わせをさせていただきますので、本報告の担当者の部署、氏名、連絡先の電話番号を記入して下さい。

⑯：事業所において常時使用される従業員の数
貴事業所における常用雇用者数を記入して下さい。常時使用される従業員の定義は、⑦と同じです。

⑰⑱：対象化学物質の取扱いの有無
「排出量等算出マニュアル」の「1. 届出対象事業者・届出対象物質の判定」(5ページ～28ページ)を参考にし、対象化学物質の取扱いの有無及びその取扱量や、特別要件に該当する施設の有無を確認し、貴事業所が該当する記号(ア、イ、ウ)に○を付け、それぞれ右欄に指示に従って、必要な書類を提出して下さい。

⑳：法第6条第1項に係る請求について
貴事業所において、いわゆる営業秘密に該当するものとして請求を行うことを予定しているかどうか該当する番号に○を付けて下さい。

当該第一種指定化学物質の取扱いに關する量について、それぞれ具体的に数値をご記入下さい(小数点以下は切り捨て下さい)。なお、正確にわからない場合は、「0」とご記入下さい(小数量以下は切り捨て下さい)。なお、正確にわからない場合は、「0」とご記入下さい。

1	平成12年4月1日現在の在庫量	⑬	kg
2	平成12年4月1日から平成13年3月31日までの外部からの調達量(購入量)(調達していない場合は「0」とご記入下さい)	⑭	kg
3	平成13年3月31日現在の在庫量(年度内に製造し、使用しなかったために在庫となった量、及び年度内に貯蔵タンクに搬入(液体及び気体)して在庫となった量は除きます)	⑮	kg
4	平成12年4月1日から平成13年3月31日までの製造量(当該対象物質を製造されていない場合は「0」とご記入下さい)	⑯	kg
5	平成12年4月1日から平成13年3月31日までの取扱量 = (1 + 2 - 3 + 4)	⑰	kg

当該第一種指定化学物質が副生成物の場合(該当する項目の番号に○をつけて下さい。)

1	製造する製品中に1質量%(特定第一種指定化学物質は0.1%)以上含有されている	⑱
2	反応プロセスや排水処理などの過程で分離	⑲
3	排水処理などの過程で意図的に生成	⑳
4	その他(以下に具体的に記入して下さい)	㉑

①: 別紙番号
報告対象となった第一種指定化学物質の別紙を号番号の順に並べ、1から順に番号を記入して下さい。

②③: 第一種指定化学物質の名称及び号番号
第一種指定化学物質の名称及び号番号の欄には、施行令別表第一に掲げる名称(施行令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質については、その別名)及び号番号を記入して下さい。

④: 単位
排出量及び移動量の単位は、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質については「kg」、ダイオキシン類については「mg-TEQ」を選択し、該当する番号に○をして下さい。

⑤~⑭: 排出・移動量
⑤~⑭それぞれに各媒体等ごとの平成12年度1年間(平成12年4月1日~平成13年3月31日)の排出量・移動量を記入して下さい。

⑮: 排出・移動量の有効数字は2桁で記入して下さい。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質の排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得られた数値を記入して下さい。

⑯: 対象化学物質の名称は、その対象化学物質名となっている場合は、その対象化学物質名に含まれる全ての化学物質(例えば、「キシレン」が対象化学物質名となっている場合は、「無機シアン化合物(硝塩及びシアニドキシレン、p-キシレンの全て)の合計量を記入して下さい」)

⑰: 対象化学物質名が○の化合物のような金属化合物(硝塩及びシアニド化合物を除く)、「ふっ化水素及びその水溶性塩」及び「ほう素及びその水溶性塩」及び「ほう素及びその化合物」については、それぞれその物質に含まれる金属元素、シアン、ふっ素及びほう素の量を記入して下さい。

⑱: 大気への排出
大気中へ排出されている量を記入して下さい。

⑲: 公共用水域への排出
事業所から公共用水域(河川、湖沼、海域等)へ排出している量を記入して下さい。

⑳: 排出先の河川、湖沼、海域等の名称
排水が最初に流入する河川、湖沼、海域等の名称を記入して下さい。

㉑: 当該事業所における土壌への排出
事業所内の土壌へ排出している量のうち、事業所敷地内で埋立処分している廃棄物に含まれる量以外の量を記入して下さい。

㉒: 当該事業所における埋立処分
事業所敷地内で埋立処分している廃棄物に含まれる量を記入して下さい。

㉓: 埋立処分を行う場所の種類
事業所敷地内で行う廃棄物の埋立処分に第一種指定化学物質が含まれている場合、埋立処分地の区分を「安定型」「管理型」「遮断型」から選び、該当する番号を○で囲んで下さい。

㉔: 下水道への移動
事業所から公共下水道へ放流している廃水に含まれる量を記入して下さい。

(参考資料)

(2)①対象業種の区分

業種区分		業種コード
1 金属鉱業	黄金鉱業	0510
	非鉄金属鉱業	0520
	鉄鉱業	0530
2 原油・天然ガス鉱業	その他の金属鉱業	0590
	原油鉱業	0710
3 製造業	a 食料品製造業	0720
	小麦粉製造業	1210
	小麦食品製造業	1220
	小麦食品製品製造業	1230
	製菓・製パン製造業	1240
	調味料製造業	1250
	糖類製造業	1260
	パン・菓子製造業	1270
	動物油脂製造業	1280
	その他の食品製造業	1290
	b 飲料・たばこ・飼料製造業	1310
	酒類製造業	1320
	水・コーヒー製造業	1330
	製米業	1340
	たばこ製造業	1350
c 繊維工業	1360	
製糸業	1410	
紡績業	1420	
おん毛製造業	1430	
織物業	1440	
ニット生地の製造業	1450	
染色整理業	1460	
織・綯製造業	1470	
レース・繊維製品製造業	1480	
その他の繊維工業	1490	
d 衣服・その他の繊維製品製造業	1510	
織物(不織布製及びレース製を含む。)外衣・シャツ製造業(和式を除く。)		
ニット製外衣・シャツ製造業		
下着類製造業	1520	
毛皮製衣服・身の回り品製造業	1530	
和装製品・足袋製造業	1540	
その他の衣服・服飾身の回り品製造業	1550	
その他の繊維製品製造業	1560	
e 木材・木製品製造業(家具を除く)	1590	
製材業・木製品製造業	1610	
造作材・合板・建築用組立材料製造業	620	
木製器具製造業(竹・とうきびを含む。)	630	
f 家具・装備品製造業	1690	
家具製造業	1710	
宗教用具製造業	1720	
その他の家具・装備品製造業	1730	
g パルプ・紙・紙加工品製造業	1790	
紙製造業	1810	
加工紙製造業	1820	
紙製品製造業	1830	
紙製容器製造業	1840	
その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	1850	
新聞業	1890	
出版業	1910	
印刷業(複写印刷業を除く。)	1920	
製版業	1930	
製本業・印刷物加工業	1940	
印刷関連サービス業	1950	
h 化学工業	1990	
化学肥料製造業	2010	
無機化学工業製品製造業	2020	
有機化学工業製品製造業	2030	
化学繊維製造業	2040	
油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	2050	

- ⑫：当該事業所の外への移動廃棄物の処理を行うため、事業所外へ運び出される廃棄物に含まれる量を記入して下さい。この廃棄物には有価物は含まれません。
- ⑬：平成12年4月1日現在の在庫量
平成12年4月1日の時点で、事業所内で保管されていた原材料・資材等に含まれる第一種指定化学物質の量を記入して下さい。
- ⑭：平成12年4月1日から平成13年3月31日までの外部からの調達量(購入量)
平成12年度1年間に購入した原材料・資材等に含まれる第一種指定化学物質の質量、または対価を支払わずに搬入した原材料・資材等に含まれる(同一事業者の別事業所からの受け入れや倉庫業における別事業者の所有するもの受け入れを含む)第一種指定化学物質の量を記入して下さい。
- ⑮：平成13年3月31日現在の在庫量
平成13年3月31日の時点で、事業所内で保管されていた原材料・資材等に含まれる第一種指定化学物質の質量を記入して下さい。なお、同年度内に製造したもの、または貯蔵タンクへ搬入した液体及び気体のうち、使用、販売等しなかったために在庫となった量は除きます。
- ⑯：平成12年4月1日から平成13年3月31日までの製造量
平成12年4月1日から平成13年3月31日までの1年間に販売や、事業所内での原料としての使用などを目的として、化学反応や精製等により作り出した第一種指定化学物質の量を記入して下さい。
- ⑰：平成12年4月1日から平成13年3月31日までの取扱量
平成12年4月1日から平成13年3月31日までの1年間に事業所で取り扱われた原材料・資材等に含まれる第一種指定化学物質の量を欄中の式を参考にして算出し、記入して下さい。

⑱～㉑：当該第一種指定化学物質が副生成物の場合
生じた第一種指定化学物質が副生成物の場合は、これを年間製造量として算出することとさせていただきます。「P R T R 排出量等算出マニュアル」P.12 解説1-3-1の⑯を参照のうえ、当該第一種指定化学物質が副生成物に該当する場合は、欄中の1～4のうち該当する番号に○を付けて下さい。4を選択された場合は、具体的にその内容を記入して下さい。

業種区分		業種コード
j	医薬品製造業	2080
	化粧品・化粧・その他化粧用化粧品製造業	2090
k	石油製品・石油製品製造業	2110
	石油・石油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)	2120
l	ゴム製品製造業	2210
	ゴム製品製造業	2220
m	繊維製品製造業	2310
	繊維製品製造業	2320
n	窯業・土石製品製造業	2410
	窯業・土石製品製造業	2420
o	鉄鋼業	2510
	鉄鋼業	2520
p	非鉄金属製造業	2610
	非鉄金属製造業	2620
q	金属製品製造業	2710
	金属製品製造業	2720
r	一般機械器具製造業	2810
	一般機械器具製造業	2820
s	電気機械器具製造業	2910
	電気機械器具製造業	2920
t	輸送用機械器具製造業	3010
	輸送用機械器具製造業	3020
u	精密機械器具製造業	3110
	精密機械器具製造業	3120
v	武器製造業	3210
	武器製造業	3220
w	その他の製造業	3310
	その他の製造業	3320
x	窯業・土石製品製造業	3410
	窯業・土石製品製造業	3420
y	窯業・土石製品製造業	3510
	窯業・土石製品製造業	3520
z	窯業・土石製品製造業	3610
	窯業・土石製品製造業	3620
aa	窯業・土石製品製造業	3710
	窯業・土石製品製造業	3720
ab	窯業・土石製品製造業	3810
	窯業・土石製品製造業	3820
ac	窯業・土石製品製造業	3910
	窯業・土石製品製造業	3920
ad	窯業・土石製品製造業	4010
	窯業・土石製品製造業	4020
ae	窯業・土石製品製造業	4110
	窯業・土石製品製造業	4120
af	窯業・土石製品製造業	4210
	窯業・土石製品製造業	4220
ag	窯業・土石製品製造業	4310
	窯業・土石製品製造業	4320
ah	窯業・土石製品製造業	4410
	窯業・土石製品製造業	4420
ai	窯業・土石製品製造業	4510
	窯業・土石製品製造業	4520
aj	窯業・土石製品製造業	4610
	窯業・土石製品製造業	4620
ak	窯業・土石製品製造業	4710
	窯業・土石製品製造業	4720
al	窯業・土石製品製造業	4810
	窯業・土石製品製造業	4820
am	窯業・土石製品製造業	4910
	窯業・土石製品製造業	4920
an	窯業・土石製品製造業	5010
	窯業・土石製品製造業	5020
ao	窯業・土石製品製造業	5110
	窯業・土石製品製造業	5120
ap	窯業・土石製品製造業	5210
	窯業・土石製品製造業	5220
aq	窯業・土石製品製造業	5310
	窯業・土石製品製造業	5320
ar	窯業・土石製品製造業	5410
	窯業・土石製品製造業	5420
as	窯業・土石製品製造業	5510
	窯業・土石製品製造業	5520
at	窯業・土石製品製造業	5610
	窯業・土石製品製造業	5620
au	窯業・土石製品製造業	5710
	窯業・土石製品製造業	5720
av	窯業・土石製品製造業	5810
	窯業・土石製品製造業	5820
aw	窯業・土石製品製造業	5910
	窯業・土石製品製造業	5920
ax	窯業・土石製品製造業	6010
	窯業・土石製品製造業	6020
ay	窯業・土石製品製造業	6110
	窯業・土石製品製造業	6120
az	窯業・土石製品製造業	6210
	窯業・土石製品製造業	6220
ba	窯業・土石製品製造業	6310
	窯業・土石製品製造業	6320
bb	窯業・土石製品製造業	6410
	窯業・土石製品製造業	6420
bc	窯業・土石製品製造業	6510
	窯業・土石製品製造業	6520
bd	窯業・土石製品製造業	6610
	窯業・土石製品製造業	6620
be	窯業・土石製品製造業	6710
	窯業・土石製品製造業	6720
bf	窯業・土石製品製造業	6810
	窯業・土石製品製造業	6820
bg	窯業・土石製品製造業	6910
	窯業・土石製品製造業	6920
bh	窯業・土石製品製造業	7010
	窯業・土石製品製造業	7020
bi	窯業・土石製品製造業	7110
	窯業・土石製品製造業	7120
bj	窯業・土石製品製造業	7210
	窯業・土石製品製造業	7220
bk	窯業・土石製品製造業	7310
	窯業・土石製品製造業	7320
bl	窯業・土石製品製造業	7410
	窯業・土石製品製造業	7420
bm	窯業・土石製品製造業	7510
	窯業・土石製品製造業	7520
bn	窯業・土石製品製造業	7610
	窯業・土石製品製造業	7620
bo	窯業・土石製品製造業	7710
	窯業・土石製品製造業	7720
bp	窯業・土石製品製造業	7810
	窯業・土石製品製造業	7820
bq	窯業・土石製品製造業	7910
	窯業・土石製品製造業	7920
br	窯業・土石製品製造業	8010
	窯業・土石製品製造業	8020
bs	窯業・土石製品製造業	8110
	窯業・土石製品製造業	8120
bt	窯業・土石製品製造業	8210
	窯業・土石製品製造業	8220
bu	窯業・土石製品製造業	8310
	窯業・土石製品製造業	8320
bv	窯業・土石製品製造業	8410
	窯業・土石製品製造業	8420
bv	窯業・土石製品製造業	8510
	窯業・土石製品製造業	8520
bw	窯業・土石製品製造業	8610
	窯業・土石製品製造業	8620
bx	窯業・土石製品製造業	8710
	窯業・土石製品製造業	8720
by	窯業・土石製品製造業	8810
	窯業・土石製品製造業	8820
bz	窯業・土石製品製造業	8910
	窯業・土石製品製造業	8920
ca	窯業・土石製品製造業	9010
	窯業・土石製品製造業	9020
cb	窯業・土石製品製造業	9110
	窯業・土石製品製造業	9120
cc	窯業・土石製品製造業	9210
	窯業・土石製品製造業	9220
cd	窯業・土石製品製造業	9310
	窯業・土石製品製造業	9320
ce	窯業・土石製品製造業	9410
	窯業・土石製品製造業	9420
cf	窯業・土石製品製造業	9510
	窯業・土石製品製造業	9520
cg	窯業・土石製品製造業	9610
	窯業・土石製品製造業	9620
ch	窯業・土石製品製造業	9710
	窯業・土石製品製造業	9720
ci	窯業・土石製品製造業	9810
	窯業・土石製品製造業	9820
cj	窯業・土石製品製造業	9910
	窯業・土石製品製造業	9920
ck	窯業・土石製品製造業	0010
	窯業・土石製品製造業	0020

業種区分		業種コード
s	電気機械器具製造業	2990
	電気機械器具製造業	3010
t	輸送用機械器具製造業	3030
	輸送用機械器具製造業	3040
u	精密機械器具製造業	3060
	精密機械器具製造業	3070
v	武器製造業	3090
	武器製造業	3110
w	その他の製造業	3130
	その他の製造業	3140
x	窯業・土石製品製造業	3150
	窯業・土石製品製造業	3160
y	窯業・土石製品製造業	3170
	窯業・土石製品製造業	3180
z	窯業・土石製品製造業	3190
	窯業・土石製品製造業	3210
aa	窯業・土石製品製造業	3220
	窯業・土石製品製造業	3230
ab	窯業・土石製品製造業	3240
	窯業・土石製品製造業	3250
ac	窯業・土石製品製造業	3260
	窯業・土石製品製造業	3270
ad	窯業・土石製品製造業	3310
	窯業・土石製品製造業	3320
ae	窯業・土石製品製造業	3330
	窯業・土石製品製造業	3340
af	窯業・土石製品製造業	3350
	窯業・土石製品製造業	3360
ag	窯業・土石製品製造業	3370
	窯業・土石製品製造業	3390
ah	窯業・土石製品製造業	3410
	窯業・土石製品製造業	3420
ai	窯業・土石製品製造業	3430
	窯業・土石製品製造業	3440
aj	窯業・土石製品製造業	3450
	窯業・土石製品製造業	3460
ak	窯業・土石製品製造業	3470
	窯業・土石製品製造業	3490
al	窯業・土石製品製造業	3500
	窯業・土石製品製造業	3600
am	窯業・土石製品製造業	3700
	窯業・土石製品製造業	3830
an	窯業・土石製品製造業	3900
	窯業・土石製品製造業	4000
ao	窯業・土石製品製造業	5132
	窯業・土石製品製造業	5142
ap	窯業・土石製品製造業	5220
	窯業・土石製品製造業	5300
aq	窯業・土石製品製造業	7210
	窯業・土石製品製造業	7430
ar	窯業・土石製品製造業	7700
	窯業・土石製品製造業	8620
as	窯業・土石製品製造業	8670
	窯業・土石製品製造業	8690
at	窯業・土石製品製造業	8716
	窯業・土石製品製造業	8722
au	窯業・土石製品製造業	9140
	窯業・土石製品製造業	9210